

平成 21 年第 6 回臨時会会議録

平成21年 第6回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月24日	火	本 会 議	開会宣告、開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長提出議案の上程・質疑・討論・採決 報告 閉会宣告

平成21年 第6回菊池市議会臨時会会議録（目次）

11月24日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	8
3. 出席議員氏名	8
4. 欠席議員氏名	9
5. 説明のため出席した者の職氏名	9
6. 事務局職員出席者	10
7. 開 会	11
8. 開 議	12
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	12
10. 日程第2 会期の決定	12
11. 日程第3 議案第106号	12
12. 日程第4 議案第107号から議案第117号まで一括上程・説明・質疑・ 討論・採決	14
13. 日程第5 報告第19号及び報告第20号一括上程・報告	25
14. 閉 会	27

第 1 号

1 1 月 2 4 日

平成21年第6回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成21年11月24日（火曜日）午前10時34分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第106号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成21年度菊池市一般会計補正予算（第7号））

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第107号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 平成21年度菊池市一般会計補正予算（第8号）

議案第110号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第111号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）

議案第112号 平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第113号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第114号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第115号 平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第116号 平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）

議案第117号 平成21年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第5 報告第19号 専決処分の報告について

報告第20号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第106号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度菊池市一般会計補正予算(第7号))

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第107号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第8号)

議案第110号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第111号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)

議案第112号 平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第113号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第114号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第115号 平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第116号 平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)

議案第117号 平成21年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 報告第19号 専決処分の報告について

報告第20号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告



出席議員(28名)

1番 東 英 俊 君

2番 東 裕 人 君

3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君
5番	藤野	敏昭	君
6番	樋口	正博	君
7番	二ノ文	伸元	君
8番	中山	繁雄	君
9番	水上	博司	君
10番	三池	健治	君
11番	怒留湯	健蓉	さん
12番	坂本	昭信	君
13番	隈部	忠宗	君
14番	奈田	臣也	君
15番	葛原	勇次郎	君
16番	木下	雄二	君
17番	坂井	正次	君
18番	森	隆博	君
19番	山瀬	義也	君
20番	本田	憲一	君
21番	栃原	茂樹	君
22番	松本	登	君
23番	工藤	恭一	君
24番	境	和則	君
25番	北田	彰	君
26番	外村	國敏	君
27番	徳永	隆義	君
28番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福村	三男	君
副市	長	永田	明紘	君
総務部	長	緒方	希八郎	君
企画部	長	石原	公久	君

市 民 部 長	原 川 智 明 君
経 済 部 長	後 藤 定 君
建 設 部 長	岡 崎 俊 裕 君
七城総合支所長	古 閑 昭二郎 君
旭志総合支所長	中 村 榮 光 君
泗水総合支所長	岩 下 義 人 君
企画部首席審議員	木 村 靖 弘 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山 田 浩 文 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 木 精四郎 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君

午前10時34分 開議

○

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は28名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第6回菊池市議会臨時議会を開会します。

○

○議長（北田 彰君） ここで、感謝状の贈呈の報告を行います。去る10月28日、横田輝雄君が市議会議員として35年、市政の発展に努められ、その功績に対し総務大臣より表彰の栄誉を浴されました。心からお喜び申し上げますとともに、報告いたしたいと思っております。おめでとうございます。

（拍手）

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をおこないます。10月3日には、全国ポート場所在地市町村議会第5回議長懇話会が長野県下諏訪町において開催されましたので出席してまいりました。

次に、10月8日から9日にかけて、第241回熊本県市議会議長会が天草市で開催されましたので、副議長と出席してまいりました。

次に、11月18日から19日にかけて全国市議会議長会第87回評議員会が日本都市センター会館で開催されましたので出席してまいりました。

次に、議会運営委員会及び各常任委員会研修が次のとおりっております。

9月28日から30日にかけて、建設常任委員会が北海道滝川市の緑の基本条例について、北海道美瑛町の市街地整備事業について。

10月1日から3日にかけて、文教厚生常任委員会が東京都日出町の高齢者の医療助成について。長野県諏訪市の少子化対策について。

同じく、10月27日から29日かけ、総務常任委員会が高知県安芸市のまちづくり懇談会について。高知県馬路村の定住促進・活性化事業について。

11月4日から6日かけ、経済常任委員会が鹿児島県奄美市の多重債務対策について。鹿児島県龍郷町の観光物産について、物産交流の拡充について。

同じく、11月11日から13日にかけて、議会運営委員会が岡山県備前市の議会運営全般について。兵庫県赤穂市の議会運営全般について。

以上、各常任委員長及び議会運営委員長より報告書が報告書が提出されております。

監査委員から平成21年8月及び9月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますのでご報告いたします。なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○
午前10時37分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、森隆博君及び山瀬義也君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

○
日程第3 議案第106号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議案第106号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成21年第6回菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、先ほど総務大臣より永年勤続表彰の栄に浴されました横田輝雄議員に対しまして、永年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。今後とも、是非健康にご留意いただきまして、ますますのご活躍を期待するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第106号につきましては、厚生労働省が指定する新型インフルエンザワクチン接種の優先接種対象者に対します助成について、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案について説明をいたします。

議案の1ページをお願いします。議案第106号、専決処分の報告及び承認を求めることについて説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

開けていただきまして2ページ、専決第12号、専決処分書でございます。

4ページをお願いします。平成21年度菊池市一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,083万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億5,135万2,000円とするものでございます。今回の専決処分は、市民の皆様が新型インフルエンザワクチンの接種を受けられる場合において、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することによりまして、ワクチン接種を受けやすい体制を整備し、新型インフルエンザによる重症化等の防止を図るものでございます。

助成対象者は、接種を受ける時点で菊池市に居住している人で、厚労省で指定する優先接種対象者になります。助成額でございますが、優先接種者のうち生活保護世帯に属する人については、接種費用の全額、その他の優先接種対象者につきましては自己負担額を1,000円とし、その残りの額を助成するものでございます。交付回数、厚生労働省の定めた接種回数を限度といたしております。ちなみに、接種の料金につきましては全国一律で、同一医療機関にて接種する場合には1回目が3,600円、2回目が2,550円。異なる医療機関で接種する場合には、1回目、2回目とも3,600円となります。今回の助成制度は、菊池地域2市2町とも同様の助成を行うものでございます。

それでは、10ページをお願いします。事項別明細書で主なものを説明いたします。

上段が歳入でございます。

款15県支出金、目4衛生費県補助金726万6,000円の補正は、ワクチン接種に伴う熊本県の臨時補助金。その下の款18繰入金、目1財政調整基金繰入金6,356万4,000円は、今回の補正財源として財政調整基金を充てるものでございます。

下段が歳出で、款4衛生費、目2予防費7083万円の補正は、本市の優先接種者2万5,324名のうち接種率を65%で算出した結果、生活保護世帯113人、それ以外の対象者1万6,900人となり、合計1万7,013人に対する新型インフルエンザワクチン接種の助成金をお願いするものでございます。

以上、議案第160号の説明でございました。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第106号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。

お諮りします。議案第106号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第107号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 平成21年度菊池市一般会計補正予算（第8号）

議案第110号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2

号)

議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 1 1 3 号 平成 2 1 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 1 1 4 号 平成 2 1 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 1 1 5 号 平成 2 1 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 1 1 6 号 平成 2 1 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 1 1 7 号 平成 2 1 年度菊池市水道事業会計補正予算(第 2 号)

○議長(北田 彰君) 次に、日程第 4、議案第 1 0 7 号から議案第 1 1 7 号までの 1 1 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) ただいま上程させていただきました議案第 1 0 7 号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定及び議案第 1 0 8 号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、昨今の社会経済情勢により、人事院から国家公務員に対する給与等の一部改正の勧告がなされ、それに準じて本市職員等の給与を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第 1 0 9 号から議案第 1 1 7 号までの平成 2 1 年度一般会計及び各特別会計等の補正予算案 9 議案につきましては、議案第 1 0 7 号及び議案第 1 0 8 号に関連する減額補正予算案でございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) それでは、議案の 1 3 ページをお願いします。

議案第107号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。なお、参考資料として別冊で新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をいただきたいというふうに思います。

開けていただきまして、14ページから19ページまでが一部を改正する条例でございます。これは、本年8月の平成21年度の国家公務員に対する人事院勧告に伴いまして、本市の一般職の職員の給与等についても、これに準じた取扱いにするため、関係する本市の2条例について改正するもので、内容につきましては、先の月例会でご説明を申し上げたとおりでございます。

なお、本年6月の期末勤勉手当の臨時勧告分につきましては、条例附則で一部を凍結する改正を行い、支給率そのものの改正はあっておりませんでしたので、今回の条例の一部改正で来年以降の6月支給分の支給率改正も併せてお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。新旧対照表の1ページをお願いします。1ページの左側が改正前、右側が改正後となります。

まず、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の第1条で改正する部分でございますが、第15号第2項の改正については、期末手当の支給率を改正するものでございまして、一般職の職員に対する本年12月以降の12月に支給する期末手当の支給率を0.1カ月分減額いたしまして、100分の150とするものでございます。括弧内の改正につきましては、給料表の7級者の改正でございます。中ほどの第3項の改正につきまして再任用職員に対します支給率の改正で、本市には該当する職員はおりません。下段の勤勉手当の支給率の改正で、第16条第2項の改正によりまして、本年12月以降の12月支給分の勤勉手当の支給率を0.05カ月分減額しまして100分の70とするものでございます。ただいま申し上げましたのは、12月支給の期末勤勉手当の改正でありまして、6月支給の期末勤勉手当につきましては、後ほど7ページ以降の第2条関係で改正となりますので、あとでご説明を申し上げます。

開けていただきまして、2ページから6ページにかけての改正でございますが、これは行政職の給料表の改定でございます。基本的には、この給料表の改定によりまして平均0.2%引き下げとなりますが、概ね30歳以下の若年層につきましては引き下げは行わず、部長については0.1多い0.3%の引き下げとなるものでございます。

次に、7ページをお願いします。第2条関係の改正でございますか、この後第3、条関係の中で説明いたしますが、第8条の3の改正は、時間外勤務に対する代休時間を追加する改正であります。一月に60時間を超える時間外勤務がある場合にお

いては、その超えた部分の勤務につきまして、時間単位で代休を指定することができる規定でございます。

まず、第10条第1項の改正部分は、60時間を超える時間外の勤務について、代休時間の取得形態により減額対象としないこととする規定でございます。

第4項の追加、中段以下になりますが、一月に60時間を超える時間外を勤務した場合においては、その超えた時間に対しまして100分の150の割増率で時間外勤務手当を支給することの新たな規定でございます。

7ページが一番下になりますが、第5項の追加につきましては、代休時間を取得した職員は、割増部分の100分の25については支給しないことができる規定を定めたものでございます。

開けていただきまして8ページ、一番上の第6項の追加でございますが、これは再任用短時間勤務職員について、時間外勤務をしても1日の勤務時間が7時間45分になるまでは、割増の時間外勤務手当には支給しないことを定めたものでございますが、本市には該当する職員はおりません。

次に、第15条の第2項の改正につきましては、来年6月以降に支給します期末手当の支給率の改正でありまして、現行の100分の140から0.15月減額しまして100分の125とするものでございます。括弧内の改正は、給料表7級の者の改正でございます。

中ほどの第3項の改正は、再任用職員に対しまして支給率の改正でございますので、本市には該当する職員はおりません。

下段の第16条第2項の関係でございますが、勤勉手当の支給率の改正であります。来年6月以降に支給する給料表7級の職員の勤勉手当の支給率の改正であります。

次に右のページ、9ページになりますけれども、第3条関係の菊池市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これも一月に60時間を超える時間外勤務をした場合についても、その超えた部分の勤務については時間帯で代休を指定することができる旨の規定を定めたものでございます。

開けていただきまして10ページでございますけれども、菊池市の一般職の職員の給与に関する条例の等の一部改正の第4条関係につきましては、給料の切り替えに伴う経過措置でございまして、現給保障職員、この現給保障職員といいますのは、平成17年度の人事院勧告によりまして、平成18年4月1日付で約50年ぶりとなります抜本的な給与構造の改正が実施されたところでありまして、新しい給料表は、上位の級になるほど給料の引き下げ幅が大きくなる構造であったために、平成18年4月1日に給与改定額が平成18年3月31日、いわゆるその前までの支給額を

下回った場合は、その給料額を保障すると、これが現給保障委員ということになります。これらの職員につきましても、今回の行政職員の給料表の引き下げと同様に減額調整を行う者を定めたものでございます。

なお、議案の方に戻っていただきまして、18ページをお願いします。一番下段の附則でございます。附則第1条で、この条例は公布の日が属する月の翌月の初日から施行するをいたしております。ただし第2条及び第3条、これは月60時間を超える時間外勤務手当に対する事項でございますが、これについては来年4月1日、平成22年4月1日から施行するをいたしております。

右の附則第2条関係が期末手当に関する特例措置で、4月から11月までの給与及び6月の支給の期末手当について、12月の期末手当で調整を行うとするものの規定でございます。

以上が議案の107号の規定でございました。

開けていただきまして、21ページになります。

議案第108号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

開けていただきまして22ページでございますが、今回の改正は、特別職の国家公務員の給与等の改正に準じて、市長、副市長及び教育長並びに議員の皆様の期末手当の支給率を改正するものでございます。

第1条及び第2条の改正が、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。第3条及び第4条の改正が、菊池市教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部改正。第5条及び第6条の改正でございますが、菊池市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

それでは、新旧対照表の方をまた開いて、11ページをお願いします。新旧対照表の11ページ、一番上の囲いの部分でございますが、これが第1条と第2条関係で、市長、副市長、それと2番目の真ん中の囲いでございますが、これは教育長、一番下の囲いが市議会議員に関する改正で、いずれも第4条、期末手当の額の改正であります。これによりまして、市長、副市長、教育長及び市議会議員に支給されます来年6月以降に支給する期末手当の支給率の改正で現行の100分の160から0.15月減額しまして100分の145に、また本年12月以降の12月支給の期末手当の支給率を現行の100分の170から0.1月分、1カ月分減額し100分の160とするものでございます。

今回の改正によりまして、年間支給の合計で申しますと、一般職の職員が現行の4.50月から0.35月減額し4.15月、市長、副市長、教育長及び議員の皆様が現行の3.30月から0.25月減額し3.05月となるものでございます。

改正に伴います年間影響額でございますが、一般職の職員が年間1人当たり13万3,000円の減額、うち人管による影響額が6万4,000円の減でございます。市長等が年間約23万1,000円の減額、うち1人当たりの人管の影響額が9万3,000円程度でございます。議長、副議長、議員を除く議員の皆様の1人当たりが9万7,000円の減額で、うち今回の人管による影響額が3万9,000円の減というふうになります。議長、副議長、委員長につきましては、それより減額が多くなるということになります。

以上が、議案第108号でございます。

次に、議案の方にまた戻っていただきたいと思いますが、23ページをお願いします。23ページ、議案第109号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第8号）でございます。

開けていただきまして24ページ、歳入歳出予算の総額に9,221万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を250億5,913万3,000円とするものでございます。

事項別明細で説明いたします。32ページをお願いします。歳入でございますが、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金9,221万9,000円の減額補正は、歳出予算の減額補正に伴います財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、開けていただきまして34ページをお願いします。歳出でございます。款1議会費の議員報酬及び款2総務費から55ページになりますけれども、款9の教育費までにつきましては、給料、職員手当等並びに共済費の補正が出てまいりますけれども、先ほど議案の107号及び108号で説明いたしました人事院勧告に伴います給料及び期末勤勉手当の減額区分のほかに、6月支給の期末勤勉手当に対して臨時勧告の減額分並びに4月の人事異動に伴います人件費補正と育児休業及び退職等に伴う人件費の補正であります。その部分につきましては、一般会計と特別会計と含めた全体的な数値で説明を申し上げます。

まず、今回の人事院勧告に伴います影響額でございますが、一般職の職員が給料総額で120万2,000円の減額、1人当たり平均2,200円の減額でございます。期末勤勉手当が総額で3,270万9,000円の減額、1人当たり平均6万4,000円の減額でございます。市長、副市長及び教育長の特別職への影響額でございますが、期末手当が23万円の減額、1人当たり約7万6,000円の減額となります。議員の皆様方への影響額でございますが、期末手当総額で110万4,000円の減額、1人当たり平均約3万9,000円の減額となります。

次に、6月の人事院の臨時勧告に伴います影響額でございますが、一般職の職員

で期末勤勉手当で総額で3,667万6,000円の減額、1人当たり約6万9,000円の減額となります。市長、副市長及び教育長の特別職への影響額でございますが、期末手当の総額で33万4,000円の減額、1人当たり平均11万1,000円の減額。議員の皆様への影響額が、期末手当の総額で161万6,000円の減額、1人当たり約5万9,000円の減額となります。

そのほか、本年の4月の人事異動に伴います人件費補正と育児休業、休職等に伴う職員分の人件費の補正及び副市長の就任と収入役の退任に伴う人件費の補正があります。特別会計を含めた全体的な数値で申し上げますと、給料総額で3,993万1,000円の減額、職員手当等が総額で8,926万7,000円の減額、その他熊本市町村共済組合の共済費の負担率が大幅に引き上がりましたために、総額で3,224万4,000円の増額補正をお願いするものであります。特別会計の繰出金の減額補正につきましても、各特別会計への人件費の補正に伴うものでございます。

以上が、議案第109号でございました。

次に、59ページをお願いします。議案第110号、平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算から、107ページになりますけれども、議案第116号、平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）までの7議案につきましては、各特別会計の補正予算でございますが、歳出において、全体的に給料、職員手当並びに共済費の補正が出てまいりますが、一般会計補正予算同様、今回の人事院勧告に伴います給料条例等の改正及び6月の臨時勧告に伴う人件費補正並びに本年4月の人事異動に伴います人件費補正、育児休業、休職に伴う人件費の補正及び共済組合への負担金の増額による補正でございます。

まず、最初に59ページが議案第110号、平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただきまして60ページ、歳入歳出予算の総額に43万8,000円を減額し、総額を42億7,247万6,000円とするものでございます。

次に、67ページをお願いします。議案第111号、平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただきまして68ページ、歳入歳出予算の総額に249万3,000円を減額し、総額を2億7,657万7,000円とするものでございます。

次に、75ページをお願いします。議案第112号、平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただきまして76ページ、歳入歳出予算の総額に1,366万3,000円を減額し、総額を10億9,844万4,000円とするものでございます。

次に、83ページをお願いします。議案第113号、平成21年度菊池市特定環

境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただきまして114ページ、歳入歳出予算の総額に111万8,000円を減額し、総額を6億5,070万4,000円とするものでございます。

次に、91ページをお願いします。議案第114号、平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けて92ページでございます。歳入歳出予算の総額に41万8,000円を減額し、総額を1億3,870万4,000円とするものでございます。

次に、99ページをお願いします。議案第115号、平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただきまして8ページ、歳入歳出予算の総額に142万8,000円を減額し、総額を6億8,499万5,000円とするものでございます。

次に、107ページをお願いします。議案第116号、平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただきまして108ページ、歳入歳出予算の総額に460万7,000円を減額し、総額を6億1,387万1,000円とするものでございます。

以上、各特別会計ともに歳入につきましては、歳出の減額に伴いまして一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。歳出につきましては、人管に伴う給与条例の改正、人事異動に伴い人件費補正及び共済費の負担金の増に伴います共済費の補正でございます。

次に、開けていただきまして115ページ、議案第117号、平成21年度菊池市水道業会計補正予算（第2号）でございます。これにつきましても、4月の職員の定期異動及び人管に伴う職員給与等の補正でございます。

開けていただきまして116ページ、補正の内容でございますが、収益的支出におきまして、収益的支出4億210万1,000円を25万9,000円減額補正して、4億184万2,000円とするものでございます。

内訳は、款水道事業費用、項営業費用で25万9,000円を減額補正するものでございます。

以上、議案第107号から議案第117号までを一括してご説明を申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） おはようございます。

議案第107号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑をします。11月20日の月例会では、期末勤勉手当について、一般職1人当たり年間13万円の減、一般職の減額総額約7,000万円とのことでした。私は、5月の臨時議会で地域経済に与える影響、マイナスの経済効果について質疑をし、地域経済の行く末を本気で考えるのであれば試算ぐらいすべきである、指摘をしました。それから半年、再度伺います。今回の措置により地域経済に与える影響はどれぐらいなのか、試算をしていますか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 東議員の質疑に対してお答えしたいと思います。議員仰せのとおり、今回の減額措置による一般職の職員の給与総額で約7,000万円程度の減額になる見込みでございます。この質疑につきましては、今申されましたとおり5月の臨時議会で答弁しましたとおり、菊池市だけの問題に留まらず全国規模から考えても非常に大きなものがあり、地域経済に与える影響を数値的に表すということは非常に難しいものがございますが、端的に言いますと地域の購買力の低下や外食産業等への影響等が直接的には考えるものではないかというふうに思います。また、こういう減額によりまして、心理的な先行き不安ということから、買い控えというようなことにも影響が出るのかなというふうに考えております。いずれにしても、経済的な影響、社会情勢等の厳しさと相成りまして、大変負の財産が多くなるというのは否めないのではないかと思います。試算的には今申し上げるのは非常に難しいということではいたしておりません。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 半年あったわけですから、前回も言いましたけれども、県立大学とも協定も結んでいるわけで、少なくともですね、そういう試算をする努力というのは必要だと思うわけです。前回も今回も部長は地域経済に与える負の影響は大きいと。心理的にも先行き不安もあるというふうに答弁をされました。500人規模の職員の収入が減れば、当然家族も合わせれば1,000人、1,500人といった単位で消費動向に影響が出るわけです。一次波及、二次波及を考えると、相当なマイナスの経済効果になるわけで、そこら辺も今後の課題としてはしっかり研究もして、出される場合にはですね、科学的裏付けとして提案されてはいかかなというふうに思います。

次に、今回、格差調整で4月に遡って月例給を減額して期末手当で調整をすると

いうふうになっています。これは、不利益になることは改定前に遡及しないという不利益不遡及の原則に照らしてどうなのか。妥当だと考えているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 不利益不遡及の原則ということでございますが、これがあがるために今回の12月の支給の期末手当による調整の方法が取られたというふうに考えておりますので、妥当性はあると考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） これは妥当であると言われましたが、基本的にはこの原則を踏みこむものであるということを指摘して、質疑を終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第107号から議案第117号までの11議案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 私は、議案第107号及び109号から117号までに対して反対の討論をさせていただきます。

地方独立の時代というスローガンを掲げつつ、職員給与はなぜ国の言いなりなのか。人事院勧告は、法的な拘束力は持たないというふうに私は心得ております。私自身も一般質問において様々な目標を数値化することを求め、職員評価の指標にできないかというお尋ねをしましたが、過日議会でも報告はされましたが、職員による法令検索のシステム開発、これも外部発注すれば800万円相当を市役所内部において構築をした。また、集中改革プランによる職員定数の削減等による全体的な

人件費の削減など、様々な職員による市内のコストダウン意識がよりよい方向で浸透しつつある今、改善による実績評価を行わず国の命令ありきで職員給与のカットを行う、本当に地方主権と言えるかというふうに思います。加えて、20数年前のバブル経済期、市役所職員は民間企業並みに大幅改定が行われたのか。真の地方主権であれば、せめて菊池市の財政指標による分析及び給与改定の理由による議案の提案があるべきではないかと考えます。頑張った市町村とそうでない市町村、同じでよいのか。また、天下りがある一部の国家公務員、キャリアと違って市職はその後もないわけですから、その部分は根本的に違うと考えます。

2点目は、地方における経済はおおよそ地場産業の担うところが大きいのが現状であります。先ほど東議員からも指摘がありましたが、菊池市を見るとき、私は大企業が少ないこの本市では、市役所職員さらにJAの職員の消費が地域経済に及ぼす影響は多大であると考えます。先日、政府よりデフレ傾向の懸念が発表されましたが、今回の提案は菊池市におけるデフレスパイラルに拍車を掛ける恐れがあると思います。よって、2点の理由により反対の意を表明いたします。

○議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成者に発言を許します。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 議案第107号と議案第109号から117号に反対討論を行います。まずはじめに、議案第107号についてであります。一般職員の期末勤勉手当、年間13万円という過去最悪の削減幅の減額が公務労働者に耐え難い生活悪化をもたらすことは明らかであります。そして、この減額により、公務労働者、家族のみならず、地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことは、先ほどの答弁のとおりであります。影響が大きいと認めながら、なぜやるのでしょうか。また官民の格差調整により4月に遡って月例給を減額する、こういうことがまかり通れば、公務員は安心して働くことはできなくなります。このような減額調整はすべきではありません。また、この官民比較について、くしくも11月20日の衆議院総務委員会で原口大臣が、民間で働く人たちが苦しいから公務員も同じように減らすべきだという単純な議論は非常に危険、こういう認識を示したことは注目に値する答弁です。本市も真剣に考えるべきであります。

以上、今日の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導経済に切り替えるときに内需を冷やす給与改定を行うべきではありません。消費低迷と景気悪化の悪循環、地域経済にマイナスをもたらす今回の改定案に反対をします。

次に、議案第109号から117号までの補正予算9本の議員についてですが、これらも今の条例改正案の討論の同趣旨により、すべて反対します。

○議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

[「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時20分

開議 午前11時21分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第107号から議案第117号までの11議案について採決します。ただいま討論がありました議案第107号及び議案第109号から議案第117号を除き採決します。お諮りします。議案第108号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第107号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号の10議案については、起立により一括採決します。お諮りします。議案第107号及び議案第109号から議案第117号までの10議案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第107号及び議案第109号から議案第117号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

○
日程第5 報告第19号及び報告第20号一括上程・報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5、報告第19号及び報告第20号の2案件について、一括議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の121ページをお願いします。報告第

19号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

開けていただきまして122ページをお願いします。専決第19号、専決処分書でございます。車両事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法に基づき専決処分したものでございます。

事故の発生日は、平成21年8月25日。相手方は、記載のとおり。3番の事故概要でございますが、不法投棄監視パトロール業務を委託している社団法人菊池市シルバー人材センターの作業員が菊池市旭志小原において信号機のない交差点を直進中、相手方車両が一旦停止をしないで直進してきたために衝突し、車両に損害が生じたものである。よって、過失割合により損害額の負担をするものでございます。損害賠償の額は、記載のとおり。決定事項として、本件の事故に関する一切の損害賠償として上記の金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議を申し立てないとするものでございます。

次に、開けていただきまして123ページでございますが、報告第20号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

開けていただきまして125ページになりますけれども、専決第11号、専決処分書でございます。これにつきましても、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法に基づき専決処分したものでございます。

発生日でございますが、本年8月31日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、市役所第3庁舎駐車場において、北宮の現場に向かうため駐車場から公用車をバックした際、後方確認の不注意によりまして駐車してあった相手方の車両のフロントバンパーに接触し損害を与えたものでございます。損害賠償の額は記載のとおり。決定事項として、双方とも異議を申し立てないものとするということでございます。

以上、報告第19号及び第20号の説明でございました。

○議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第19号及び報告第20号は、地方自治法第180条第2項の規定により報告に留めます。

以上で本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成21年第6回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 森 隆 博

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

付 録

平成21年第6回臨時会付議事件一覧および審議結果表

(11月24日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第106号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成21年度菊池市一般会計補正予算(第7号))	原案可決
議案第107号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第108号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第109号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第110号	平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第111号	平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第112号	平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第113号	平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第114号	平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第115号	平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第116号	平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第117号	平成21年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決